

(注：本質問事項は原則として貴局管轄収容場における昨年1年間の状況を対象としています。)

名古屋出入国在留管理局側出席者（敬称略）：

（正面に幹部9名）会計課長補佐 大坪正和、難民審判部門主席審査官 荻原美奈子、審判部門主席審査官 桐野祐一、難民調査部門主席審査官 佐藤喜浩、総務課長 古賀洋志、処遇部門主席入国警備官 梅原修治、処遇部門統括入国警備官 法貞秀樹、処遇部門統括入国警備官 井岡生人、執行部門主席入国警備官 山岡和夫

（脇に総務課職員4名）総務課広報係 林恵利佳、総務課広報係 上井あゆみ、総務課広報係係長 村瀬栄二、渉外調整官 鎌田真一

参観者（10名）：中島正人、内藤裕子、半田博子、後藤学、城内志津、藤本真綾、津田秀一、他3名

（以下、主として渉外調整官 鎌田真一氏によって回答が読み上げられた。）

#### 1. 収容の状況について

（1）現在の被収容者数を男女別、国籍別にお教えてください。また、難民認定申請中の人及びLGBTの人の数をお教えてください。

男：66名

女：1名

（国籍については）8月1日現在時点では統計がとられておらずお答えできません。令和5年末時点では多い順に1位ベトナム、2位ブラジル、3位フィリピン、4位インドネシア、5位スリランカ。難民認定申請中の被収容者は6人、LGBTの人の数は集計がないのでお答えできません。

（2）2023年中の仮放免者数（うち難民認定手続き中であった者の数、仮放免申請に基づいて仮放免された者の数）をお教えてください。

：仮放免許可数は336件、その他は作成がないのでお答えできません。

（3）医療について、

ア 常勤、非常勤の医師数、看護師数をお教えてください。：医師常勤1名、非常勤4名。看護師常勤2名、非常勤1名。

イ 医師による診察を申し込んだ数、受診した数、及び外部の医療機関に移送した数を診療科目別にお教えてください。また、救急搬送は何件でしたか。

：医師による診察を申し込んだ数3228件、受診した数4937件、外部の医療機関に移送した数225件、救急搬送した数は業務上集計していないのでお答えできません。

ウ 医師による診察を申し込んだにもかかわらず不許可にした数、およびその理由をお教えてください。

：業務上集計していないのでお答えできません。

エ 診察申し出を不許可にし、常備薬で対応し経過を観察する場合に、常備薬の処方はどのように行われていたのでしょうか。

：業務集計、記憶がないのでお答えできません。

オ 2021年3月に貴局被収容者のスリランカ人女性が死亡しましたが、被収容者が苦痛を訴え、バイタルサインが異常な場合にはどのように対応していますか。

：医師に報告の上、医師による診察または医師の指示に基づく対応を行うとともに、重大な疾病の可能性がある場合には直ちに救急搬送の要請をしている。

(4) 過去2年間、1年毎における自傷行為の件数、及び自殺件数をお教えてください。

：自傷行為の件数については業務上集計していないのでお答えできません。自殺件数はありません。

(5) 国費送還者、自費送還者数およびそれぞれについての送還忌避者数をお教えてください。また、送還忌避者のうち、難民不認定処分に係る不服申立て棄却について送還前日に告知を受けた者の数をお教えてください。

：業務上集計していないのでお答えできません。送還者数についてはは現在集計中。

## 2. 処遇について

(1) 規則（被収容者処遇規則）第二条の二に基づく、意見聴収の回数をお教えてください。

：42件

(2) 規則第四十一条の二に基づく、被収容者の処遇に関する入国警備官の措置に不服の申し出の件数および判定結果の通知内容についてお教えてください。

：0件

(3) 規則第四十一条の三に基づく、異議の申し出件数および判定結果の通知内容についてお教えてください。

：0件

(4) LGBTの被収容者に対して特別の処遇をした人は何人いましたか。また、どのような処遇をしました

：人数については業務上集計していないのでお答えできません。LGBTの傾向を有する被収容者については、本人の性的嗜好、身体的特徴、意向、他の被収容者を含めたプライバシーや身体のプロテクション並びに収容施設の規律及び秩序の維持の観点から、個々の被収容者の状況を踏まえて、居室、開放処遇の時間帯を個別に決定するなどして処遇しています。

## 3. 隔離および戒具の使用について

(1) 規則第十八条に基づく隔離処分は、同条一項各号に以下のように規定されています。

一 逃走、暴行、器物損壊その他刑罰法令に触れる行為（一項1号）：隔離3件、戒具使用0件。

二 職員の職務執行に反抗し、又はこれを妨害した（一項2号）：隔離4件、戒具使用0件。

三 自殺又は自損（一項3号）：隔離3件、戒具使用0件。

それぞれの事由別の隔離数及び戒具使用数を教えてください。

(2) 規則第十九条に基づく戒具の使用は、下記においてそれぞれ何件ありましたか。また、その使用は必要最小限度の範囲内であるか所長等は確認をしましたか。

一 逃走のおそれがあり、防止方法がない（一項1号）

二 自己または他人に危害を加え、防止方法がない（一項2号）

三 収容所等の設備、器具その他の物を損壊（一項3号）

: いずれも戒具の使用実績はありませんでした。

#### 4. 難民認定等状況について

(1) 下記にあたる人数を教えてください。

ア 難民認定申請者総数、そのうち上位5カ国の出身国別数: 年間の数字は業務上集計していないのでお答えできません。なお、令和5年末時点における被收容者のうち難民認定申請者(審査請求中を含む)は6人

イ 難民認定申請一次認定者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数: 業務上集計していないのでお答えできません。

ウ 難民認定申請一次不認定者のうち、審査請求申し立てをした者の総数、上位5カ国の出身国別数: 業務上集計していないのでお答えできません。

エ 異議申し立てをした者のうち、認定者数、棄却/却下者数、人道的配慮を理由に在留を認めた者の数、異議申し立てを取り下げた者の数と、それぞれ上位5カ国の出身国別数: 業務上集計していないのでお答えできません。

オ 貴局管轄において退去強制処分を受けた被收容者数、仮放免申請の件数及びそれを不許可にした件数、仮放免処分を受けた件数: 退去強制処分を受けた被收容者数は業務上集計していないのでお答えできません。仮放免申請の件数426件、許可件数336件、不許可件数74件。(職権により仮放免を許可した場合も、統計上は、申請があったものとしている。)

カ 中部国際空港支局における、一時庇護上陸許可申請数、同許可数、内そのまま收容された数、難民認定申請数、内そのまま收容された数。: 一時庇護上陸許可申請及び難民認定申請は0件

#### 5. 入国者收容所等視察委員会の意見等について

(1) 平成31(2019)年1月23日に視察委員会から「土・日の運動場の使用について平日と同様の運用を検討願いたい。」との意見が出され、これに対して同年3月5日に「検討中」として「名古屋局には、各收容区域に隣接して屋内運動場が設置されており、居室の開放時間内であれば、各收容区域に割り当てた時間内に使用できる状況にあり、平日だけでなく土日及び祝日であれば、居室の開放処遇に併せて、各收容区域に割り当てた時間内に使用させている。今後は、屋外運動場の使用方法及び監視体制を見直すことで、屋外運動場の土日の使用についても、合わせて検討する。」と回答されています。その後の検討結果について教えてください。

: 令和2年4月から土日の使用についても可能としている。

(以上で事前質問への一応の回答を終えた。)

(渉外調整官 鎌田真一氏) 以上読み上げた回答は各担当部門が回答したもののものです。これについてご意見があれば担当部門職員を呼び込みますのでお話しいただければと思います。少々お待ちください。

(以下質疑応答)

Q:1の(3)の質問に対して、救急搬送したデータがないので答えられないとの回答でしたが、このような重大な事項を記録していないということはあり得ないと思います。ウィシュマさん事件があった後で、どうなっているのですか。本当ですか。どこの部門の管轄か知らんけど。

A:各部門に案を作ってもらって、本庁に確認した回答なので、ご質問の件については本庁に確認してお返事させていただきたいと思います。ご質問は、診療科目別件数と救急搬送件数については業務上集計していませんのでお答えできません、ということが本当か、ということですね。

Q:集計がないということですよ。このような重大な資料の集計がないと言うことはあり得ないと思います。これは国家公務員として怠慢ですよ。

Q:中島です。新しく局長さんが就任されて、積極的に情報発信していきたいとテレビで言われていますが、局長さんもこの質問書を見られていますか。（「はい」の返事）これが新しい局長さんの姿勢ということですね。驚いたのは、救急搬送だけではなく記録していないというのにはあり得ないと思うんですよ。こんな回答をしてよろしいんですか。本当に。

A:記録していないのではなく、業務上集計していない、のです。

Q:業務上集計していないことと記録していないことは一緒ではないですか。違うんですか。

A:あの、お話は、あの、いただきました。はい。

Q:言葉遊びしているんじゃないかって、こんな大事な情報を「業務上集計していない」と答えていいんですかね。世間ではウィシュマさん事件があって、名古屋入管に注目している中でこんな回答を平然としていいんですか。

Q:業務をやっていないに等しい。

Q:アムネスティ日本のホームページにこの回答を掲載しますからね。

A:繰り返しになりますが、こちらで作った回答案を本庁に確認をとった上での回答ですから。

Q:名古屋入管の仕事でしょ。なんで本庁確認がいるんですか。

A:古屋入管の仕事は回答案を作って、本庁に確認をとった内容を皆さんにお示するという。

Q:前にずらっと担当者が並んでいてこんな回答しかできなくて、僕がこの部門の長だったら恥ずかしいですよ。この場が。そう思いませんか。かなり前に質問書を出していて、文書で回答をもらえないばかりか、口頭回答では業務上集計していない、を連発されて、啞然としています。

Q:この件について別の方から伺いたいのですが、診療を受けた場合には個々の記録はあるが、全体の集計がないとのことですが、人を管理している施設としてはこれは重要な情報だと思います。「業務上集計がない」との回答がありましたが、これはあまり重要な情報ではないと考えているので集計していない、ということなのか。

A:ここで皆さんにお示しできる数値と入管庁として公表していない数値とがありまして、お答えできませんとご案内したのは入管庁としてお示しができない、、、。

Q:公文書情報開示請求に対する黒塗りに該当すると考えて良いのですか。

A:情報公開請求に対する黒塗りと同じかどうかはわかりません。

Q:「集計がない」という回答がたくさんあったが、これらはデータとしてはあるけれども公表する事柄ではないと考えているということですか。

A:「公表する事柄ではない」というよりも我々のところに降りてきている指示では「対外的にお示しする数には入っていない」ということです。情報開示請求されて黒塗りになるかどうかはわかりません。

Q:情報開示請求した場合には回答が変わるかもしれないということですね。現時点では公表して良いと言われているものに入っていないので集計がないと回答したということですか。

A:そうです。

Q:日本語として「業務上集計していない」ということは「集計していない、データがない」ということで、公表云々とは関係ないでしょ。

Q:こんなに重要な情報を集計していないということを正式回答として本当に公言していいんですか。

A:本庁に確認した後の回答です。

Q:本庁に確認したら、データはあるけれど公表するな、ということでそうした、と。

A:本庁に確認した上での原稿を読み上げてご回答したので、それに対してこういうご意見があったということは本庁に伝えます。

Q:本庁からの「集計がないと答えなさい」という指示があったので、そのようにお答えになったのですか。

A:あの、本庁に確認をとっての表現でお答えしております。

Q:難民認定申請者総数すら把握していないのですか。そんな役所なんですか。名古屋入管は。

A(難民調査部門佐藤氏):令和5年中の管内の難民認定数申請数は536名、補完的保護対象者の認定申請数は29名。これは全体の数字であって、収容者だけの数字ではありません。質問書の最初に「貴局管轄収容場における昨年1年間の状況」と記載してありましたので、その情報はないとお答えしたものです。

Q:難民認定申請数を収容中と収容していないものと別々の集計をしていないということですか。

A:冒頭にお答えした通りです。

Q:杜撰な集計ですね。

Q:自傷についてですが、集計はないとしても記録はあると思うのですが、写真などを撮って自傷の記録をとっていますか。

A(処遇部門梅原氏):自損、自傷行為に対しては事実を入国警備官が現認しています。その内容を報告書に記載し、そのほかにビデオカメラ、監視カメラで証拠を確保しています。

Q:自分を傷つけずにはいられないという自傷行為は収容というストレスにさらされていることに関係するので、その数字によって収容されている人がどれほどストレスを抱えているかが分かる。なので、その数字を公表してもらわないといけな。それを入管としてはどう受け止めているのか甚だ疑問です。

Q:この後、2階のロビーでメーテレの取材を受ける予定ですが、よろしいでしょうか。記録につきまして情報公開請求すればまた違う回答になる可能性もあるということでしたが、確認させてください。

A:メーテレから取材を受けるとのことですが、庁舎内の撮影許可の申請を受けていませんが。

Q:撮影ではなく、我々の感想等を聞くだけです。

A:わかりました。

Q:自損、自傷行為の原因にはストレスがあるとの先ほどの話だが、その分析をして被収容者のストレスが軽減されるような対策もされていないのですか。民間だったらPDCAサイクルを回して改善するのですが。集計もされていないようでは、そのような分析も改善もされていないと思いますが。さっき見せてもらって、こんなところに人が住んでいるのかと思いましたけど。改善を組織としてやっていないのですか。情報公開請求したらやった結果を出せますか。

A(処遇部門梅原氏):自傷、自損行為は被収容者個人に起因することが多くあります。原因については、我々のところで聞き取りをして経歴も踏まえて分析し、必要によっては医師の診察であったり、臨床心理士によるカウンセリングなどで対応を努めています。自損、自傷行為は状況に応じて発生したりしなかったりするので、一律に類型がどうだという集計や検証をするということはしていません。

Q:検証というのはミクロとマクロの両方でやっていかなくてはいけない。個人ではなく、ここの組織としてやっていないようですね。もう一点、先ほどから本庁本庁と言われているが、一般に組織には決裁権というのがあって、それぞれのレベルに応じて決裁権が決まっているものだが、この参観の決裁権は誰ですか。みんな本庁ですか。名古屋局長ですよ。

A:この場でお答えできないので、ご質問として頂いておきます。

Q:現場でせっかく記録・集計したものをオープンにできないということは大きな問題ですね。自傷行為はあるに決まっています、運動場から外が見えない、外部への電話台もあんな状態ではストレスがかかりますよ。ましてや、収容が長期間に及んだり、不当に拘束されていると思っている人のストレスは相当ですよ。現場で処遇している人は問題意識を持っていると思うんですよ。それを外に出せないというのは問題です。本庁に聞かなければ答えられないというのには笑ってしまう。あんな訓令を出すトップの責任を問いたい。それに抵抗できない現場の責任者。名古屋入管の姿勢が問われる。

Q:我々誓約書にサインをしたけれどもあれはどういう法的根拠でやったのですか。「訓令」にはあんな様式は記載されていないが。

A:今の質問には改めてご回答します。

Q:法的根拠をすぐに答えられないなんて、そんなのは役人ではない。私も役人をやっていたが。

A:すぐに答えられるものと確認が必要なものもございますので。この場ではお話を伺うということで。

Q:私はこれまでにアムネ스티として名古屋入管を3回参観していますが、参観者の個人情報については、これまでは所属と氏名だけで良かったものが、今回参観申し込みの過程で、訓令に基づいて詳細な個人情報を要求されました。その理由を聞くと、これまでの参観は「見学」として扱っていたのだ、との回答がありました。それなら、今後アムネ스티は従来の「見学」の形で参観を行いたいと思いますがいかがですか。

A:改訂入管法が施行された6月10日以降は「参観」が制度上できたので、収容場も見るということであれば参観になります。見学では収容場は見られません。

Q:6月10日以降参観は1ヶ月に1団体という噂があるけど、どうなのか。

A:東京のホームページには月に一回と記載されていたと思いますが、各施設によって回数は決めています。名古屋では月に一回とは決めていなくて、業務上対応できる範囲で何回でも受け入れるつもりです。

Q:6月10日以降参観を実施したのは今日で何回目ですか。

A:件数についてはお知らせしているものかまだ整理ができていないので。

Q:そんなことも回答できないのですか。

Q:決裁規定を出してください。

A:情報公開請求してください。

Q:現場で判断せずになんでも本庁の判断を仰ぐという。もしかしたらそういうことが、ウイシュマさんの事件を産んだのではないですか。横見てばかりしてるから現場の責任者として本当の判断ができていないのではないのか。

A: 我々は地方入管局なのでおっしゃられることはまた、、、。

Q: 当局にも担当者にもそれぞれ権限があるので、物事は改善していける。それがやられていない。名古屋入管の状況を現場の長が責任持って判断したらいい。それを本庁が軽視するなら庁全体がおかしい。公務員は全体の奉仕者だということを今一度肝に銘じてほしい。

(文責 津田秀一)